



早稲田大学
2015 年講義

2015 年 5 月 1 日

若者にとって年金とは

ファイナンシャルプランナー
社会保険労務士
望月 厚子 氏



社会保険労務士の仕事と大学生へのアドバイス

～アルバイトでケガをしたら労災保険の対象です～

まず、社会保険労務士とはどのような仕事をしているのか、簡単にご紹介します。社会保険労務士は国家資格です。業務として、労災（労働者災害補償保険）、雇用保険、公的年金、医療保険、介護保険を扱っていますが、今回は労災についてお話ししたいと思います。

例えば、飲食店のアルバイトでフライドポテトを揚げているときに油をかぶって、やけどしてしまった場合。

まず、病院に行って処置や治療を受けると思います。そのあとが問題で、健康保険の被保険者証を出してお会計をすることはできません。法律違反になります。学生のアルバイト中であっても「仕事」中のケガなので「労災」になります。健康保険ではなく、労災保険を使わなくてはなりません。病院などの医療機関の窓口で「仕事中のケガです」と伝えましょう。

引越しのアルバイトでぎっくり腰になったときも、短時間のアルバイトであっても、労災保険は会社が法律上かけなくてはならないことになっているので、必ず労災保険を使用しなくてはなりません。

健康保険との違いは、①窓口負担：健康保険は3割負担しなくてはできませんが、労災保険の場合は自己負担なしです。②障害が残ってしまった場合：健康保険では障害関係の給付はありませんが、労災保険は障害の状態によっては亡くなるまで保障があります。

学生の皆さんはアルバイトでケガをして病院にかかるときは「労災保険」を使いましょう。（実際の手続きは店長や両親、学校、医療機関などに相談してください。）

公的年金制度の基本とポイント

※詳しくは、望月先生監修の「暮らしの役立ち情報／公的年金」ページをご覧ください。

「年金」というと老後の年金（老齢年金）を思い浮かべがちですが、ほかに障害年金と遺族年金も併せて、「公的年金制度」とよばれています。

- 老齢年金：終身年金です。「年金はどうしたら一番お得？」とよく聞かれますが、長生きすることが何よりもお得です。
- 障害年金：社会人でもどのような障害が該当するのか知らない人が多く、例えば白内障、統合失調症、悪性新生物（ガン）の末期、HIVなどで、生活や就労が困難な場合に障害年金に該当する場合があります。また、国民年金に加入する20歳よりも前に発達障害や知的障害などにより1級、2級の障害状態にある場合は、公的年金保険料を1回も納付していなくても、20歳になったときから障害基礎年金を受給できます。
- 遺族年金：年金加入者が亡くなったとき、配偶者や子どもがいる場合に支払われます。この場合の「配偶者」とは、入籍していなくても対象。社会保障は「助け合い」の制度なので、実態で判断します。内縁や夫婦別姓でも「配偶者」として認められます。

若者が知っておきたい年金

～学生納付特例、申請しましたか？～

老齢年金をもらうには、25年以上の加入期間（受給資格期間）が必要です。（平成29年4月から10年に短縮予定。しかし、10年だけしか保険料を払っていない場合、もらえる年金は年間20万円に満たないためそれでは生活できない。）現在の「受給資格期間」は「①保険料納付済期間（保険料を実際に払った期間）、②保険料免除期間、③合算対象期間、④学生納付特例期間」のうち、いずれかを組み合わせて25年が必要です。学生やフリーター、失業など保険料を払うのが困難な場合には、免除や猶予（学生納付特例など）を申請することで、上記期間を満たすこと、または保険料の支払いが通常は2年で時効となることを猶予することができるので、面倒でも必ず「申請」をしてください。特に、大学生の場合は大学内で「学生納付特例」を申請ができるところが増えていきます。簡単な手続きで申請できますので、忘れずに申請してください。なお、保険料を支払うことができない場合に免除申請をせず放置すると未納になり、例えば約10年未納の人と免除手続きをした人を比べると、年間で10万円程度もらえる金額の差が出ることがあります。これが一生続きます。紙一枚、申請したかしないかで、人生が大きく変わります。

最後に

私は、社会保障は平等ではないと思います。

「立場が弱くて誰かが手を差し伸べなくてはいけないという人」を救うのが社会保障であり、給付を受けられる人と受けられない人がいるというのが社会保障です。

公的年金ではよく「払った分だけもらえないのは損だ、どっちが得か損か」などと言われるが、全員が平等であれば、社会保障で救わなければいけない人を救えなくなってしまうのです。何かあったとき、働けない人、生きていけなくなってしまった人を救うのが社会保障の仕組みです。みなさんにとっても「何かあったときに救われる」というのが社会保障で、私は決して公平なものではないと思っています。日本の学校教育では、年金について学ぶ機会がほとんどないので、60歳以上で年金事務所の窓口で相談に来られた方で「今日初めて年金の制度について聞いた」という人もいらっしゃいます。年金は自分で調べたり相談しないとわからないままです。放置してしまうと、年金をもらうときになって初めて自分が無年金や低年金だと気付いて生活保護を申請しなくてはならなくなってしまう人も結構いらっしゃいますので、注意が必要です。もっと早くから年金についての勉強をすべきでしょう。日本は申請主義なので、年金は自分で必要書類を準備して申請しないと何ももらえません。65歳になったからといって、自動でお金が振り込まれるわけではありません。5年という時効もあるので、5年経ってから気付いても遅いことがあります。何か発生した場合には、とにかくまず自分で相談・申請に行くようにしてください。

(文責：全労済協会)